

# 青森県報

第二千七百八十二号

平成十九年  
五月二十一日  
(月曜日)

青森県訓令第三十三号

## 訓 令

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

### 目 次

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出

介護保険法による介護老人福祉施設の指定

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出

基本測量の実施

公共測量の実施

### 出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

(市 振 興 町 課 村) …… 一

(政 策 課) …… 二  
(健 康 福 祉 課) …… 二  
(高 齢 福 祉 課) …… 二  
(保 険 課) …… 二

(同) …… 二  
(同) …… 三

(同) …… 三  
(同) …… 三

(同) …… 三  
(同) …… 三

(同) …… 四  
(同) …… 四

(同) …… 四  
(同) …… 四

(同) …… 五  
(同) …… 五

(西 北 地 域 民 局) …… 五  
…… 五

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

### (趣旨)

第一条 この規程は、青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条の規定により、地域県民局長に、平成十九年度青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金交付要綱(平成十九年四月十二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

### (委任事務の指示)

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

### (委任事務の専決)

第四条 地域県民局長は、第二条の規定により地域県民局長に委任され

た事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域  
県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及  
び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。  
い。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局長の地域連携部長が  
不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のとき  
はあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を  
代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局長の地域連携部長があらかじめ指示した  
事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。  
ただし、急施を要するもので地域県民局長の承認を得たものについては、  
この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。  
ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局長の地域連携部長の指示したも  
のについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助  
のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第  
一  
号の規定により告示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サンケイ薬局 八戸駅前店	八戸市大字尻内町字八百刈二五の一	平成一九・四・一

青森県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次  
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に  
より公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人 社会福祉協議会 八戸市大字白銀二丁目	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	福祉用具貸与	社会福祉協議会 舞戸町字後家屋敷九の四	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	平成一九・四・三
社会福祉法人 社会福祉協議会 八戸市大字白銀二丁目	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	短期入所生活介護	社会福祉協議会 舞戸町字後家屋敷九の四	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	平成一九・四・三
社会福祉法人 社会福祉協議会 八戸市大字白銀二丁目	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	短期入所生活介護	社会福祉協議会 舞戸町字後家屋敷九の四	西津軽郡舞戸町字後家屋敷九の四	平成一九・四・三

青森県告示第四百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅  
サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十

八条第二号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 又 是 名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地又は住所				
社会福祉法人 グ 人スプリ ン	八戸市大字妙字 西平六の二七	訪問入浴 介護	福寿草 サービス センター	八戸市大字妙字 西平六の二七	平成 一九・三・三
十和田市	十和田市西十二 番町六の一	通所介護	十和田市十 和湖デイ サービス センター	十和田市大字奥 瀬字中平六一の 八	"
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	訪問介護	三沢介護支 援センター	三沢市大字三沢 八字園沢一五六の 八	一九・四・三〇
社団法人 恵 会	青森市大字安田 一三 字近野一四五の 一	短期入所 療養介護	社団法人 恵 会 青 い 森 病 院	青森市大字大谷 三 字山ノ内一六の 三	一九・三・三
田子町	三戸郡田子町大 字田子字天神堂 平八一	訪問看護	田子町訪問 看護ステ ーション	三戸郡田子町大 字田子字前田二 の一	"

青森県告示第四百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 月 日 定
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人 み る く 会	八戸市大字白銀 二丁目字浜崖一三の 二	平成 一九・四・三
	居宅介護支援セ ンター光葉園	
	八戸市大字鮫町 ○字金屎三五の九	

青森県告示第四百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃 止 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人 楽 晴 会	青空居宅介護支 援事業所	平成 一九・四・三〇
三沢市大町二丁 目六の二七	三沢市栄町三丁 目一二五の一	
田子町	田子町訪問看護 ステーション	一九・三・三
三戸郡田子町大 字田子字天神堂 平八一	三戸郡田子町大 字田子字前田二 の一	

青森県告示第四百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

名 称	特別養護老人ホーム光葉園
開 設 の 場 所	八戸市大字鮫町字金屎三五の九〇
指 定 年 月 日	平成一九・四・三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス 事業を行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 社会福祉協 会鶴ヶ沢町 人	西津軽郡鶴ヶ 沢町大字舞戸 の四丁目九番 後家屋敷	介護予防 用具 貸与	鶴ヶ沢町社 会福祉協議 会指定福祉 用具貸与事 業所	西津軽郡鶴ヶ 沢町大字舞戸 の四丁目九番 後家屋敷	平成 一九・四・三
社会福祉法 人みろく会	八戸市大字白 銀二丁目八 字浜崖一三 の二	介護期入所 生活介護	短期入所生 活介護施設 光葉園	八戸市大字鮫 町字金屎三五 の九〇	"
社会福祉法 人みろく会 有限会社さ くら	北津軽郡中泊 町大字中里一 六四七七一 七	介護予防 通所介護	デイサービス くら	北津軽郡中泊 町大字中里一 六四七七一 七	一九・四・三

青森県告示第四百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス 事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 グ 人スプリン グ	八戸市大字妙 字西平六の二 七	訪問入浴 介護	福寿草デ イサービス センター	八戸市大字妙 字西平六の二 七	平成 一九・三・三
和 田 市	十和田市西二 十二番町六の 一	通所介護 介護予防	和 田 湖 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	十和田市大 字奥平六の 八	"
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二 丁目六の二 七	訪問介護 介護予防	三 沢 介 護 支 援 セ ン タ ー	三沢市大字三 沢園一五六の 八	一九・四・三
社 団 法 人 慈 恵 会	青森市大字安 田一四一三 字近野一四五 の三	介護期入所 療養介護	社 団 法 人 慈 恵 会 青 い 森 病 院	青森市大字大 谷一六の三	一九・三・三

青森県告示第四百二十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（離島の基準点設置作業）

二 作業期間

平成十九年五月二十八日から同年八月十日まで

三 作業地域

西津軽郡深浦町

青森県告示第四百二十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成十九年五月二十四日から同年九月二十八日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

青森県告示第四百二十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

### 出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、つがる市の行う豊繁地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月二十一日

西北地域県民局長 神 豊 勝

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年五月二十四日から同年六月二十日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭